

いじめ防止等のための対策に関する基本方針

深川市立北新小学校

本方針は、いじめ防止対策推進法第 13 条（平成 25 年）により、本校の全児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定するものである。

1 いじめ防止等に向けての基本姿勢

人との関わりを大切にし、生徒指導の機能を生かした教育活動の充実に向け、「全教職員で児童を見取り危機管理意識を備えた組織的な生徒指導の推進」に努めるとともに、児童相互が他者を認め、学び合い、喜び合うより良い人間関係の構築に努める。

また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を十分に踏まえ、いじめの兆候や発生を見逃さない等のための対策を、迅速かつ組織的に行う。

2 いじめ対策のための校内組織

(1) いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学級担任等による「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 生徒指導委員会

生徒指導委員会を定例（月 1 回）で開催し、問題行動の早期発見と全校一体化した指導を推進する。

3 いじめに関する取組

(1) 未然防止

- ・児童会あいさつ運動
- ・お互いを尊重し合い、支持的風土が漂う学級づくり（係活動、清掃活動等）
- ・魅力ある学校・学級づくり（学校行事、縦割り活動、総合的な学習の時間等）
- ・日常的な（朝の会、休み時間、放課後など）の「見落とさない児童観察」の徹底と職員間の情報交流と連携の強化。
- ・道徳の時間と連動した「いじめは絶対許さない」という毅然とした姿勢の徹底（いじめ問題、子どもの人権、ネットマナーなど）
- ・いじめの防止等のための対策に関する職員研修
- ・保護者との日常的な連絡や連携

(2) 早期発見

- ・情報共有によるいじめ等の発見（毎朝の職員打合せ、月例の生徒指導委員会、定例職員会議での生徒指導交流、年3回の学級経営交流会）
- ・いじめアンケート調査 年2回（5月・11月）
- ・QUアンケート調査（6月上旬）
- ・教育相談を通じた担任による聞き取り 年2回（6月下旬・11月下旬）
- ・家庭訪問や懇談会、PTA活動等を通じた保護者からの聞き取り 年数回
- ・担任や養護教諭等による相談体制の充実 随時
- ・ネットパトロールの定期的実施（月1回以上）

(3) 早期対応

| いじめ発生からの指導経路 | 児童への指導について | 保護者への対応 |
|--|--|---|
| ① 学級担任及び養護教諭等により、迅速に事実を確認する。 ② いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）により事実の把握、指導の方針を協議する。 ③ 全教職員にいじめの概要と指導の方針を周知する。 ④ 当該児童と保護者に来校を依頼し、事実の確認と指導の方針を伝える。当該児童の反省と謝罪を促し、保護者に協力依頼を行う。 ⑤ 全教職員に指導の経過といじめ再発防止に向けた対策を周知する。 | ① 当該児童の行った行為が許されないものであることを理解させ、原因の解明に努める。 ② 事実の確認及び自己反省（謝罪）をさせる。 ③ いじめを受けた児童に対し、謝罪を促す。 ④ 必要に応じ学年集会、全校集会を開き、概要を伝え、いじめ再発防止に向けて全体指導を行う。 ⑤ 道徳の時間等を活用して、いじめは絶対に許されないということを学級指導する。 | ① 学級担任から保護者へ来校を依頼する。 ② いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）から事実及び指導の方針を伝え、協力依頼を行う。 ③ いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。 ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。 |

4 学校評価における留意事項

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、その結果を公表します。